

医療計画（在宅医療対策）における圏域の設定について（案）

1. 圏域の設定について（令和5年6月15日付 厚生労働省医政局長通知より）

- (1) 医療計画作成指針では医療圏の設定方法として「5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。」と記されている。

2. 本県の圏域について

(1) 現在の圏域

現行の第7次三重県医療計画では、8地域医療構想区域を基本的な圏域としつつも、実際に事業を実施する際には、圏域にこだわらず必要に応じて市町単位で設定しています。

(2) 次期計画の圏域

(圏域を地域医療構想区域単位とすることのメリット)

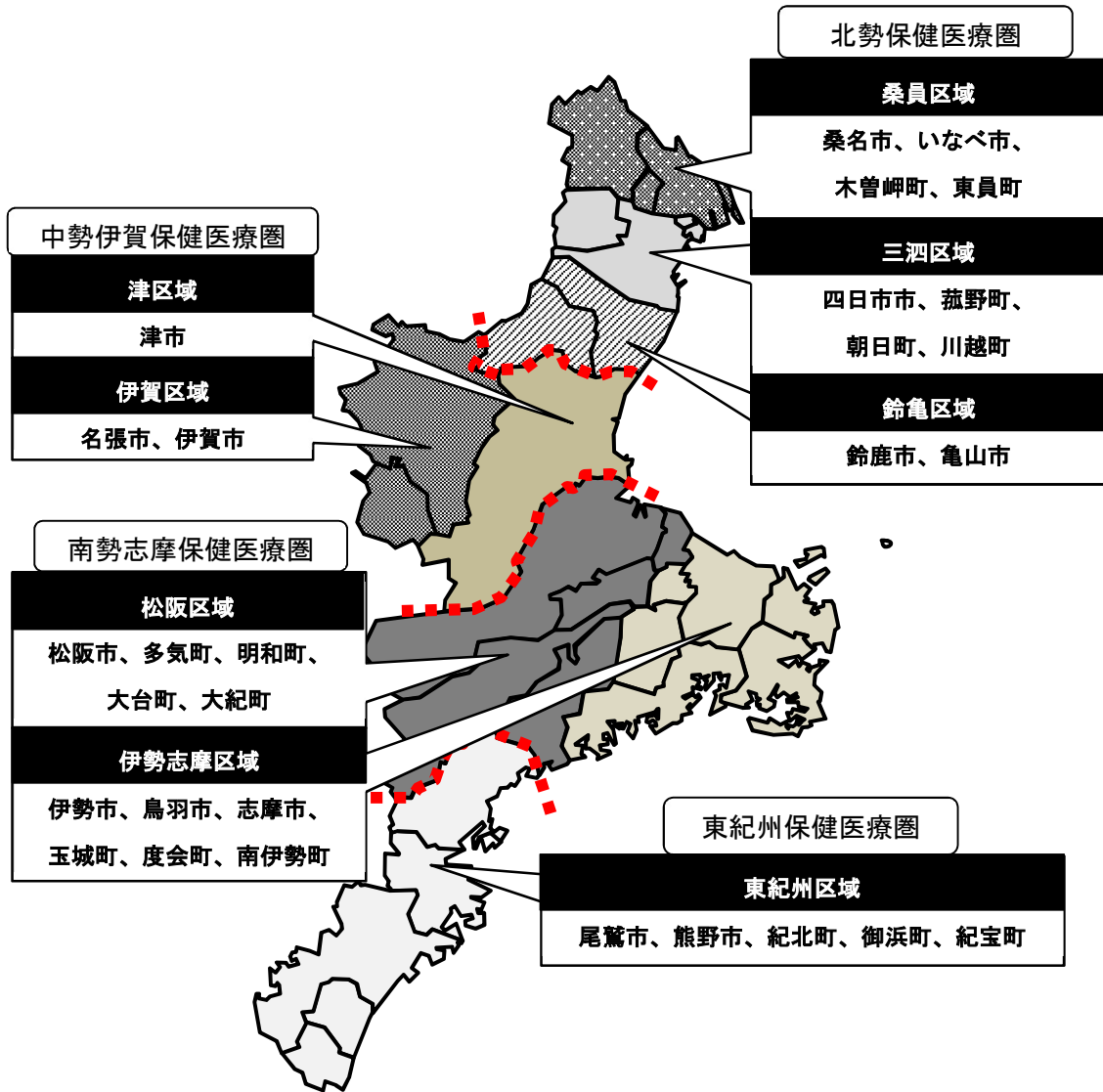
- 医療資源が乏しい市町が区域内で包括的に対応できること。
- 地域医療構想との整合性が取れること。

(圏域を市町単位とすることのメリット)

- 介護保険の運営主体であること。
- 住民に最も身近な行政単位であること。
- 郡市医師会等関係機関間の調整を行えること。

本県としては、地域医療構想との整合性や、包括的に対応できる点をふまえ、8地域医療構想区域を基本的な圏域としつつも、実際に事業を実施する際には、圏域にこだわらず必要に応じて市町単位等での各指標の分析や、医療と介護の連携体制の構築等を実施していくこととしたい。

図表 1-1 構想区域



※三重県地域医療構想より